# 金利指標改革入門

# 一店頭 (OTC) 市場とLIBOR 不正操作問題について一

#### 服部 孝洋\*1 東京大学 公共政策大学院

## 11 はじめに

本稿はLIBOR不正操作問題以降の金利指標改革につ いて解説することを目的としています。ロンドン銀行間 取引金利 (London Interbank Offered Rate, LIBOR) とはロンドン市場における銀行による短期資金の融通 に紐づいた指標金利であり、長い間金融市場において 最も重要な変数の一つでした。LIBORは貸出の際に 用いられるだけでなく、金利スワップなどデリバティ ブでも広く用いられています。事実、数千兆円規模の 取引\*2がLIBORと関連しており、そのLIBORが消滅 するのですから、これがいかに金融市場によって激震 が走る事実であるかご理解いただけると思います。

本稿では数回に渡り、LIBORの性質や成り立ちか ら始め、なぜLIBORの不正操作問題が起きたか、さ らにこれに代わる代替金利としてどのようなものが望 ましいかについて議論していきます。LIBORの不正 操作問題が起きた原因やLIBORに代わる金利指標は 市場参加者から見ても複雑なものですが、筆者の意見 では、店頭 (Over-The-Counter, OTC) 市場の難し さに起因しています。その仕組みを理解することは LIBOR算出方法やその改善方法、さらには代替金利 を考えるうえで必須といえます。そのため、少し遠回 りになりますが、本稿ではOTC市場そのものの説明 やそこで形成されるプライシングについても具体例を 用いて説明します。

本稿の構成は次の通りです。まずOTC市場を説明 した後、LIBORの算出方法や歴史的経緯などについ て説明します。そのうえで、LIBOR不正操作の内容 やLIBOR改革について説明を行います。LIBORの代 替的な金利指標や国際的な動向については次回以降の 論文で説明することを予定しています。

## 2 相対(店頭、OTC)市場

## 相対(店頭、OTC)取引と市場(取引所) 取引

冒頭で記載した通り、LIBORの不正操作や一連の 金利指標改革の流れを把握するうえで、OTC市場の 仕組みを理解することが重要です。そこで本稿ではま ずはOTC市場の仕組みやその中でなされる価格形成 について議論していきます。

まず一般的に金融市場における取引には店頭取引 (相対取引、OTC取引) と取引所取引(市場取引)が 存在します。店頭取引は図1の左図にあるように、Aと Bが相対で取引する市場です。一方、取引所取引とは、 図1の右図にあるとおり、AとBが取引を行う際、主に 取引所が媒介に入って取引を行う仕組みを指します。

債券市場は主にOTC市場で取引されていますが、 典型的には証券会社に所属するトレーダー(ディー ラー)\*3が債券を在庫で保有することで市場を作って います\*4。トレーダーは顧客から買い注文があった場 合、在庫で保有している債券を吐き出すことで顧客の 注文に対応する一方、売り注文の場合、その債券を顧 客から取得して在庫として保有します。こうしてみる と、OTC市場で投資家が自由に売買できる背景には、

<sup>\*1)</sup> 本稿の作成にあたって、市川達夫氏、川名志郎氏(金融庁)、後藤勇人氏、富安弘毅氏等、様々な方に有益な助言や示唆をいただきました。本稿の意見 ではありません。本稿の記述における誤りは全て輩もによるものではありません。本稿の記述における誤りは全て輩もによるものです。 また本稿は、本稿で紹介する論文の正確性について何ら保証するものではありません。本稿につき、コメントをくださった多くの方々に感謝申し上げ ます。

<sup>\*2)</sup> 金融庁資料では、「2014年3月時点におけるLIBORを参照している金融商品・取引の契約金額は、推計で約220兆ドル。円LIBORの契約金額は約

<sup>3.140</sup>兆円」(金融庁「LIBOR公表停止の課題と対応について」より抜粋)としています。
\*3) 筆者の経験上、実務家はマーケット・メイカーを指すうえで、トレーダーとディーラーという2つの表現を用います。もっとも、トレーダーをマーケット・メイカーではなく、単なる仲介者のような形で使うことがあるなど、厳密な定義が残念ながら存在しないため、文脈に応じて、使い手がマーケット・メイカー以外を指している可能性がある点に注意が必要です。

<sup>-</sup>ダーはたとえ国債を保有していなかったとしても、注文があった国債を借りてきて販売することもできます。この場合、トレーダーはショートの ポジションになります。国債についてはレボ市場と呼ばれる現物の貸借を行う市場があります。レポ市場について服部(2020a)を参照してください。

#### 図1 店頭取引と取引所取引

<店頭取引(相対取引)> <取引所市場(市場取引)> 相対で取引 主体 主体 主体 主体 取引所 В など

トレーダーが常に売り注文と買い注文の間にたち、そ れぞれの価格を提示しているからということになりま す。この意味で、証券会社はまさに債券を売買可能に する市場を作っており、証券会社のトレーダーは債券 市場におけるマーケット・メイカーといえます(ト レーダーが常時プライスを提示することで相対取引を 基本に売買を成立させることをマーケット・メイクと いいます)。

読者がまず頭に入れるべきことは、ほとんどのビジ ネスは相対取引である点です。我々がコンビニで何か モノを購入するときでも、コンビニが有する在庫を吐 き出すことで売買を成立させています。コンビニと (OTC市場である)債券市場の大きな違いは、在庫と して抱えているものが国債の場合、その市場規模が巨 大であり、その価格が刻々と変化することから、リス ク管理の重要性がより一層大きい点です。

一方、取引所取引は店頭取引に比べ、特殊な取引と いえます。通常のビジネスは誰かが在庫を有すること で取引がなされるのですが、取引所に多くの人が買い 注文と売り注文を持ち寄って、そこで取引所が買い注 文と売り注文を上手くマッチングすることで売買が成 立します。この取引が特殊であることは株式市場の事 例を考えるだけで明らかです。通常、株式会社設立に 伴い他者から出資を受ける場合、その取引は相対でな されます。その後、企業が大きくなり、その株式が取 引所で取引されることを上場といいますが、上場にあ たっては、主に取引所から求められる厳しい基準及び 審査が求められます。株式が取引所で取引されること とは、このようなプロセスの結果であることを考える

と、取引所取引は特殊な取引であることがわかります。 上述のように一定の条件を満たさなければ成立しな い取引所取引ですが、その一方で透明性や流動性が高 い点が特徴です。例えば大阪取引所に上場している国 債先物は、上場させるため「標準物」と呼ばれる架空 の証券が取引されています(現物へは一定のルールに 基づき満期のタイミングで国債と受け渡すことができ る仕組みになっています)。現物国債の場合、数百を 超える銘柄があるところ、1つの架空証券に取引を集 中させることで流動性が劇的に向上します。事実、日 本国債先物は一日だけで数兆円を超える売買がなされ ており、売買に立脚したプライシングを可能にします (国債先物の仕組みは筆者と日本取引所グループ(JPX) で記載した「国債先物入門」\*5を参照ください)。

### 2.2 債券における OTC 市場のイメージ

OTC市場における実際の取引はどのようなもので しょうか。例えば、ある銀行が満期まで年限10年の 日本国債を100億円購入したいと思った場合、銀行が 証券会社に電話をかけてプライスを聞きます\*6。この 場合、典型的には、当該銀行を担当している証券会社 のセールスが注文を受けます。注文を受けたセールス は、10年国債を担当するトレーダーに10年国債の現 在のプライスを聞きます。トレーダーは入札などで購 入して在庫として保有していた国債をいくらで売るか の意思決定をします。セールスはトレーダーが提示し たプライスを投資家に伝え\*7、投資家がそのプライス に合意すれば\*8、取引は成立することになります。こ の場合、トレーダーが在庫として保有する10年国債

<sup>\*5)</sup> https://www.jpx.co.jp/derivatives/products/jgb/jgb-futures/index.htmlを参照してください。

電子取引を行うこともできますが、筆者の理解では現時点でも電話による取引が主流です。 日本国債について投資家が業者にプライスを聞いた場合、10年国債の単利が提示されます。もっとも、日本国債以外は(金利でなく)価格が提示され \*6)

ることがある点に注意が必要です 市場参加者はこの際「決める」あるいは「Done」と表現します。

を吐き出して、投資家がそれを購入します。

ここでは10年国債を例にしましたが、異なる年限 の国債や、社債や金利スワップなど異なる商品でも基 本的な構図は同じです。また、OTC市場においてど のような金融機関がマーケット・メイクを担うかは金 融商品ごとに異なります。例えば、国債など債券市場 に係るOTC市場は主に証券会社(投資銀行)が市場 を形成しています。一方、為替もOTC市場で取引さ れていますが、銀行を中心にマーケット・メイクがな されています\*9。なお、マーケット・メイクに際し、 上述の説明を受けると、読者からみるとセールスは単 なる仲介役に感じられるかもしれません。しかし、ト レーダーと投資家は基本的に利害が対立するため\*10、 両者が折り合える価格を探すなど、実際の取引におい て重要な役割を担っています(詳細はBOX 1をご覧 ください)。

## 2.3 OTC市場における市場の流動性と公 正な価格

上記を前提に、ここからある日のフェア(公正)な プライスを考えていきます。前述のとおり、日本国債 先物は1日だけで数兆円の売買がなされる市場ですが、 「標準物」と呼ばれる架空の証券を上場させることで、 一つの証券に取引を集中し流動性を高めています。そ のため、取引所取引でプライシングがなされる国債先 物は市場の制度的な工夫により、売買に立脚した公正 な価格を観測しやすいという側面を有します。

さらに、国債先物では、「板寄せ」を行うことで、市 場が開く時間と閉まる時間の公正な価格を観測するた めの工夫もとられています。具体的には、11時時点か ら2分間かけて、その時点の板にある注文をベースに、 投資家から買い注文と売り注文を募り、一定のルール に基づき、投資家の売買に基づいた11時2分時点にお

ける先物価格のプライシングを行います\*11。これは11 時2分時点における実際の売買に立脚したプライスと いう意味で、いわば公正な価格ということができます。 15時から15時2分においても同様に板寄せを行うこと で公正な価格を定めますが、これらの価格は市場が開 いている終わりの値段であるため、実務では通常、「終 値」といいます。

一方、OTC市場の場合はどうでしょうか。そもそ もOTC市場の場合、無数にある債券をトレーダーが 在庫として保有してマーケット・メイクをしています から、その時点時点での公正な価格を見ること自体そ もそも困難です。国債市場の場合、業者間での取引に 相対的に厚みがあり、例えば日本相互証券が提供する 板情報により国債の買い気配値・売り気配値(オ ファー・ビット)が観測しやすくなっています\*<sup>12</sup>。し かし、例えば、15時時点における公正(フェア)な 価格を決めようと思っても、15時時点でそもそも投 資家が売買する保証は一切ありませんし、原理的に 24時間空いているOTC市場には板寄せのような仕組 みはありません。仮に15時に取引があったとしても、 その取引は市場の規模から見て非常に小さい可能性も あり、(市場参加者の多くの意見が反映されていない、 ごく一部の参加者の間の取引であるがゆえ) 市場実勢 から乖離したところで偶然取引が成立するかもしれま せん。特に日銀が量的・質的緩和を実施して以降、日 銀が国債を市場から大量に吸い上げてしまいますか ら、流動性が相対的に高い日本国債ですら売買が減っ ているという指摘がなされています\*13 (特に日本の公 社債市場には、10,000以上の銘柄\*14があるので、1 日中1度も取引されない銘柄がほとんどです)。

上述のような事情がありますから、15時時点にお ける、ある債券(たとえば10年国債)のプライスを 決める現実的な方法は、証券会社のトレーダーから

<sup>\*9)</sup> 細かな点をいえば、我が国の場合、銀行がプライマリー・ディーラーになっていたり、証券会社も為替のマーケット・メイクをしているなどあります が、ここでは全体的なイメージを記載している点に注意してください。

<sup>\*10)</sup> 例えば、トレーダーが在庫を有する中、国債の価格を安く売った場合、トレーダーにとってはマイナスになりますが、買い手にとってはプラスになり

ます。一方、国債の価格を高く売った場合はトレーダーにとってはプラスになりますが、買い手にとってはマイナスになります。 \*11) 板寄せは非常にテクニカルであるため、詳細な説明は避けますが、詳細を知りたい読者は日本取引所グループのウェブサイトなどをご参照ください。

<sup>\*12)</sup> 日本相互証券はしばしばBroker's Broker (BB) と呼ばれます。BBとは、証券会社等のトレーダー間で売買する業者間取引の専門仲介業者になり ます。Broker's Brokerは日本相互証券以外にもありますが、日本相互会社は我が国での最初のBroker's Brokerであるなど、BBといった場合、 日本相互証券を指すことが少なくありません。

日本相互証券は各証券会社等向けに、日本国債の銘柄ごとの板を提示しています。その板にはその時点での各銘柄の気配値や当日の出来高、直近売買がなされた価格(利回り)が刻まれています。なお、日本相互証券を通じた売買は前場(午前8時40分から午前11時5分)、後場(午後0時25分から午後3時20分)、イブニング・セッション(午後3時30分から午後6時5分)で構成されています。詳細は下記を参照ください。https://www. bb.jbts.co.jp/ja/deal/rule.html

を受ける。 大学 は 10年国債でさえ 1日一度も売買がなされなかったという日も存在します。例えば、日本経済新聞(2021/6/2)「国債売買、21年ぶり低水準 10年債の5月 金利動かず海外勢離れ 1日は11カ月ぶり不成立」をご参照ください。 \*13)

<sup>\*14)</sup> 発行体が同じでも満期や利率が異なれば違う銘柄になる点に注意が必要です。

15時時点で自分が考える「公正な価格」に関し、い わば投票を行うことで公正な価格を決めるというもの です。すなわち、数十社の業者からある商品について 公正と思われるプライスを提示してもらい、その異常 値(典型的には上下数パーセント)をカットし、中央 値や平均値を計算することで公正な価格を求めるわけ です(このような平均の計算方法をトリム平均などと いいます)。

このような考え方はOTC市場において様々な場面 で用いられています。例えば、日本証券業協会は15 時時点の各種債券の価格を算出していますが、現在、 業者から提示されたプライスを用いトリム平均を計算 することで算出してます(例えば、財務省が公表する 国債の金利もこの値に基づいています)。国債の場合、 このような算出方法により15時時点に決まった価格 を「引け値」といいます\*15。重要な点は、OTC市場 において特定のタイミングにおけるフェアなプライス を得ることは、国債のように発行規模が大きい市場に おいてすら必ずしも容易でないという点です。この事 実はLIBORの考え方や代替金利を考えるうえで最も 重要な点の一つと筆者は考えています。

# ELIBOR (London Interbank Offered Rate) とは

## 3.1 LIBORとは

前節では、相対取引の市場ではある特定のタイミン グにおける公正(フェア)なプライスを決めることは 本質的に難しいという話をしてきました。このことは 例えば午前11時の短期金利を定める際にも例外では ありません。そこで、LIBORについてもやはり前述の ような投票の仕組みをとります。具体的には、LIBOR ではインターコンチネンタル取引所(Intercontinental Exchange, ICE) と呼ばれる組織がレファレンス・バ ンク(パネル行)と呼ばれる大手銀行に、ロンドン時 間11時時点に銀行へ無担保で貸し出しをする金利 (オファー・レート)を提示してもらいます\*16。その うえで、各行が提示したレートの上下25%を除いた 残りの50%の平均値を計算することで「ロンドン時 間の午前11時時点の金利」を計算します(図2)。前 述のとおり、11時点のプライスといっても11時時点 において実際の取引に基づくデータを得ることは困難 ですから、パネル行に11時時点で各行がフェアと考 える貸出金利を提示してもらい、そのトリム平均を計 算することで金利を算出しているわけです。

LIBORは、米ドル、ユーロ、ポンド、スイスフラ ン、円という5つの通貨について上述のメカニズムで

# BOX 1 OTC市場においてセールスの役割

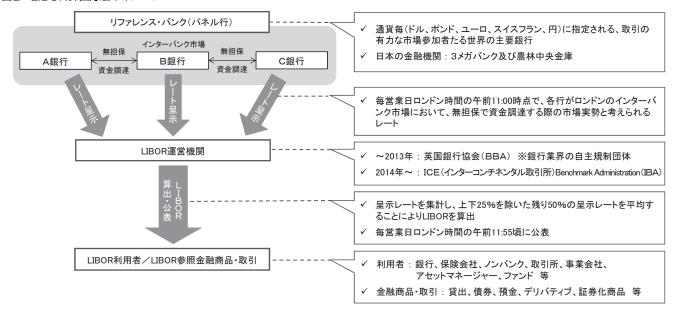
本稿を読まれた読者の中には、OTC市場においてセールスが不要に感じる読者も少なくないかもしれません。 事実、筆者自身昔から感じてきた疑問であるし、また、多くの実務家が一度は感じたことがある疑問です。本稿 では、セールスの役割として「トレーダーと投資家は基本的に利害が対立するため、両者が折り合える価格を探 す」という説明をしました。これ以外にも、例えば、マーケットの状況を投資家に適切に説明したり、投資家の ニーズをトレーダーに伝えることで適切な在庫管理を可能するなど、重要な役割を果たしています。

その一方で、実際、米国市場などでセールスを通さない電子的な取引が増えていると報道もあります。株式市 場に目を移すと、1990年代にオンライン証券が勃興し、個人投資家の株式の売買はセールスを介した対面の取引 からオンラインにシフトしていったことは周知の事実です。もっとも、この論点は10年以上前から指摘されなが らも、少なくとも円債市場では運用規模が数兆円を超えるプロの投資家でさえ、セールスを介した取引が今でも なされています。本稿では、セールスの役割について積極的な説明をしましたが、セールスの役割は技術進歩な どとともに常に見直されていくものだと筆者は感じています。

日本相互証券は独自に当日午後3時時点の国債価格の引け値を出しています。実務家は「BBの引け値」という表現を使います。日本相互証券は \* 15) 2019年に引け値の算出方法を変更しており、現在は投票のような形でない仕組みがとられています。詳細は下記をご覧ください。https://www. bb.jbts.co.jp/ja/marketinfo/bb\_hikene.html

<sup>\*16)</sup> 後述する通り、LIBORの算出については、BBAからICEに移管されましたが、実施の算出・公表は、ICEの子会社であるICE Benchmark Administration(IBA)が担っています。

#### 図2 LIBOR算出方法のイメージ



出所:金融庁資料より抜粋

図3 LIBORリファレンス・バンク(パネル行)一覧

| リファレンス・バンク(パネル行)                            | 本店所在国 | 米ドル | 英ポンド | ユーロ | スイスフラン | 日本円 |
|---|-------|-----|------|-----|--------|-----|
| Bank of America N.A. (London Branch)        | アメリカ  | •   |      |     |        |     |
| Barclays Bank plc                           | イギリス  | •   | •    | •   | •      | •   |
| BNP Paribas SA (London Branch)              | ユーロ   |     | •    |     |        |     |
| Citibank N.A. (London Branch)               | アメリカ  | •   | •    | •   | •      |     |
| Cooperatieve Rabobank U.A.                  | ユーロ   | •   | •    | •   |        |     |
| Crédit Agricole Corporate & Investment Bank | ユーロ   | •   | •    |     |        |     |
| Credit Suisse AG (London Branch)            | スイス   | •   |      | •   | •      |     |
| Deutsche Bank AG (London Branch)            | ユーロ   | •   | •    | •   | •      | •   |
| HSBC Bank plc                               | イギリス  | •   | •    | •   | •      | •   |
| JPMorgan Chase Bank, N.A. (London Branch)   | アメリカ  | •   | •    | •   | •      | •   |
| Lloyds Bank plc                             | イギリス  | •   | •    | •   | •      | •   |
| みずほ銀行                                       | 日本    |     | •    | •   |        | •   |
| 三菱UFJ銀行                                     | 日本    | •   | •    | •   | •      | •   |
| National Westminster Bank plc               | イギリス  | •   | •    | •   | •      | •   |
| Royal Bank of Canada                        | カナダ   | •   | •    | •   |        |     |
| Santander UK Plc                            | アメリカ  |     | •    | •   |        |     |
| Société Générale (London Branch)            | ユーロ   |     | •    | •   | •      | •   |
| (欧州)三井住友銀行                                  | 日本    | •   |      |     |        | •   |
| 農林中央金庫                                      | 日本    | •   |      |     |        | •   |
| UBS AG                                      | スイス   | •   | •    | •   | •      | •   |
|   | 1     | 16行 | 16行  | 15行 | 11行    | 12行 |

出所:金融庁資料より筆者作成

算出がなされています。各通貨によってパネル行が異 なるのも特徴です(各通貨のパネル行は図3を参照し てください)。また、満期までの期間については、「翌 日、1週間、1か月、2か月、3か月、6か月、12か月」 という7期間の金利が算出されています。6か月など の期間を持った金利を「ターム物金利」といいます が、米ドルの場合、3か月物、円金利の場合、6か月 物が実務ではよく用いられます。

LIBORの最大の特徴は、LIBORとは大手銀行が提 示した「オファー・レート」に基づく、いわば指標金 利である点です。「オファー・レート」は実際に取引 に基づいた金利ではなく、各銀行が貸出をする場合、 金融機関が「提示した金利」であって、その水準で投 資家や借り手が取引を行うかはまた別の話です。相対 取引における特定の時点の価格取得の難しさを考えれ ば、投票のような形でLIBORを定めることは自然に

も思われますが、その一方で、実際の売買に立脚しな いがゆえ操作されうる余地を生んだわけです(不正操 作については後述します)。

ちなみに、円金利のLIBORを「ユーロ円」LIBOR という言い方をすることがあります。実は、金融にお いて「ユーロ」とは欧州の通貨という意味だけでな く、「自国外(オフショア)」という意味も持っていま す。円LIBORの場合、上述のプロセスを考えるとロ ンドン(つまり日本国外)で定められる円の金利であ るため、円に関するLIBORは「ユーロ円」LIBORに なるわけです。

## 3.2 LIBORの歴史

そもそも、LIBORの歴史は冷戦時代までさかのぼり ます\*17。米国外(ユーロ)で取引される米ドル、いわ ゆるユーロ・ドル市場の発展は、冷戦構造と密接な関 係を有していました。当時冷戦状況であったソ連政府 やその関連する民間企業からすれば、米ドルの決済を 米国で行った場合、例えば米国に口座を凍結されるな どのリスクを有します。そのため、米国以外で米ドル を決済する需要があり、その市場が欧州で発展してい くことになります。これが米国外 (ユーロ) で米ドル が取引されるユーロ・ドル市場の起源といわれていま す。

LIBORの起源は1960年代のユーロ・ドル市場にお いて組成されたシンジケート・ローンが発端とされて います。イランの皇帝向けに巨大な融資を行う案件を 請け負ったマニハニと呼ばれる銀行(今のJPモルガ ン・チェース)は自行だけでその融資が不可能であっ たことから、ロスチャイルドなどの協力を経て、協調 融資(シンジケート・ローン)を実施します。当時は インフレの懸念が高く、金利リスクをヘッジするため その利払方式として変動金利が用いられたのです が\*18、その変動金利を決定するため、主幹事行がシン ジケート・ローンの参加行から調達金利を聞き取り、 それを平均化するという形で6か月ごとの金利を設定 するという仕組みを作ったわけです。これは今の LIBORの原型ともいえるものです。

その後、ユーロ・ドル市場は拡大していきます。例 えば、オイルショックにより、アラブ諸国のドル資金 が中東戦争などを背景に、米国への資金流入を忌避し、 欧州にドル資金が流入しました。また、サッチャーに よる金融改革などロンドン・シティが金融センターと しての地位を確立していきます。LIBORの金利指標の 拡大にはフィナンシャル・タイムズの役割も看過でき ません。1980年6月から、フィナンシャル・タイムズ が主要行の資金調達金利を聞き取り、その平均値を算 出し掲載するようになりました。これはLIBORという 金利指標の透明性の向上に寄与しました。

その後、1980年代には金利スワップなどデリバティ ブ取引が拡大していきます。服部(2020b)で解説し た金利スワップの取引が始まったのも1980年代から です。そこで、1986年に英国銀行協会 (British Bankers Associations, BBA) がイングランド銀行と の協力により、LIBORの公表を行うようになります。 上記の流れに鑑みると、LIBORという金利指標は、そ もそもニーズがあるものが業界や中央銀行の後押しに より権威付けされ、重要なインフラとなったわけです。

## 3.3 「先決めターム物金利」である LIBOR

ここからLIBORの特徴について考えていきます。 まず、LIBORが有する非常に重要な特徴は「先決め ターム物金利」である点です(この点がLIBORの代 替金利を考えるうえで決定的に重要な特徴になりま す)。例えば、読者がある金融機関から5年間お金を 借りたとして、その金利が「6か月円LIBOR+2%」 という変動金利で決まっていたとします。現在、6か 月円LIBORの金利が前述の投票メカニズムで1%に 定まり、読者が支払う金利が3% (=1%+2%) になっ たとします(このように変動金利が定まることを 「フィクシング」といいます)。この場合、読者が今か ら6か月後に支払う金利は、(3%が年率表記であるこ とに注意すれば)その半分である「1.5%×元本(残 高)」になります。この場合、読者は6か月後に「事 前に定められた金利」を支払います。半年後、また金 利がリセットされて上述の投票メカニズムで6か月の

ここでの記述は主に、金融庁資料や太田(2019)などに基づいています。詳細はそちらをご覧ください。 \*17)

金利リスクとは例えば貸出をする際、受取金利を長期にわたり固定するため発生します。そのため、金利リスクを軽減する一つの方法は金利を変動金利にすることです。金利リスクの詳細は服部(2020c)を参照してください。

金利が設定され、さらにその半年後に事前に決められ た金利を支払います。このようなプロセスを満期まで 繰り返していくことになります。この取引は、(1)6 か月後に支払う金利が事前に決まっていること、ま た、(2) 支払う金利が(1営業日ではなく)半年とい う期間を有するという特徴を持っていますが、専門用 語を用いれば、前者が「先決め金利」であり、後者が 「ターム物金利」と呼ばれます。LIBORはこの二つの 特徴を有していることから、「先決めターム物金利」 と整理されます。

このようなLIBORの性質は読者にとって当たり前 に感じられるかもしれません。事実、我々が普段直面 する金利はこのような性質を持っています。しかし、 LIBORが「先決めターム物金利」を簡単に構築でき る最大の理由は、前述のような投票の形でLIBORが 決められているからです。LIBORでは、パネル行の 投票で決まりますから、具体的には、パネル行に対し て、「3か月間や6か月間、金融機関に貸出をする場 合の(先決めの)オファー・レートを提示ください」 と聞き、トリム平均をとることで、先決めターム物金 利を計算することができます。

もっとも、実は、このような投票によらず、実際の 取引に立脚した先決めターム物金利のプライスを得る ことは簡単ではありません。なぜなら、円市場におけ る銀行間のコール市場において6か月間の貸借は取引 がほとんどなされておらず、公正な価格が容易に観察 できないためです。上述のように、先決めターム物金 利は使いやすいなどの特徴がありますが、一方で銀行 間のコール市場では実取引が少ないためにフェアな価 格かがわかりにくいという問題点を有しているわけで す。近年の低金利政策等によりインターバンク市場の 流動性が低下傾向にあることから、この問題は構造的 な問題といえます(実はインターバンクの流動性低下 もLIBOR停止の重要な要因なのですが、詳細は別の 論文で記載します)。したがって、LIBORの代替金利 を考えるうえで、実際の資金取引に立脚するという観 点でいえば、「先決めターム物金利」という特徴を有 する金利指標は実取引が少ない点がネックになるわけ です。いずれにせよ、LIBORが「先決めターム物金 利」という特徴を持っており、この利便性が高いとい うことを認識しておくことは重要です。

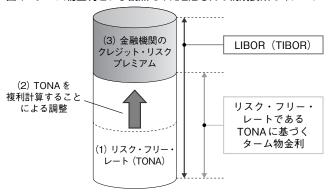
## 3.4 ターム物金利としてみたLIBORの構 成要素

ところで、LIBORはしばしば「リスク・フリー・ レート」として取り扱われます。実際、LIBORに代わ る代替的な金利指標は、リスク・フリー・レートを模 索する作業とされます。しかし、LIBORをリスク・フ リー・レートとして取り扱うことに違和感を持つかも しれません。というのも、LIBORは銀行間の資金融通 にかかる指標金利であるため、完全にリスク・フリー ではなく、銀行の信用リスクを反映していると解釈す ることが自然であるからです。たしかに、金融危機以 前は、大手金融機関がデフォルトする可能性が考えら れなかったため、ファイナンスのテキストではLIBOR をリスク・フリー・レートとして取り扱われてきまし た\*19。もっとも、リーマン・ブラザーズの破綻を発端 とした金融危機以降、上述の想定は成立しないといえ ましょう。そのため、LIBORの代替金利を考えるうえ で、LIBORを純粋にリスク・フリーの部分とその他の 部分を分けて考える必要が出てきます。

図4は日銀の資料などでよく用いられるLIBORの構 成要素のイメージを示したものです。同図において、 (1) として「リスク・フリー・レート (TONA)」とあ ります。無担保コール翌日物金利(Tokyo OverNight Average rate, TONA) とは、無担保コール市場で形 成される1営業日の金利になります。ただ、LIBORは 前述のとおりターム物金利であるため、(2) TONAを 用いた複利計算することでターム物金利と利子計算の 期間を合わせる必要があります(TONAやその複利の 計算については次回の論文で詳細に説明します)。 さら に、前述のとおり、LIBORは金融機関のクレジット・ リスクなどのリスク・プレミアムが追加されるため、 これにさらに(3)金融機関のクレジット・プレミアム

<sup>\*19)</sup> ハル(2016)では、「本書の大部分で"無リスク金利"という場合、実際にどの金利を参照するかは明確に定義していない。これは、デリバティブ の実務家は無リスク金利の代替として多くの異なる金利を使っているためである。AA格の金融機関が短期間の借入れでデフォルトすることもわずか ながらありうるので、LIBORは無リスク金利ではないが、金融機関は伝統的にLIBORレートを無リスク金利として使ってきた。しかし、これは変 わりつつある」(p.125) と説明しています。

#### 図4 ターム物金利という観点でみたLIBORの構成要素のイメージ



出所:日本銀行資料をベースに筆者作成

等\*20が追加されます(TIBORもLIBORと同様、(2) と(3)も含みますが、TIBORについては今後の論文 で詳細に説明します)。

# **4** LIBOR不正操作事件およびLIBOR 改革

#### 4.1 なぜLIBORの不正操作が起こったか

ここからLIBOR不正操作問題について説明をして いきますが、ここまで読んでくださった読者はLIBOR がそもそも不正操作されうる余地があったことはすで に想像がついているかと思います。繰り返しになりま すが、LIBORの重要な点は実際の取引に基づいた金 利ではなく、あくまで各銀行によるオファー・レー ト、すなわち、銀行が提示する金利により構築される 指標金利でした。このオファー・レートで実際に投資 家が取引するとは限りませんし、そもそも取引されな いと分かっているオファー・レートを銀行が提示して いるわけですから、実態と乖離しうるリスクを有して いました。その意味で、LIBORには本質的に脆弱性 があったわけで、いずれ表面化する問題を有していた 指標とみることもできます。

それではなぜ2008年ごろにこの問題が表面化した のでしょうか。良く指摘される点は、金融危機におい てLIBOR提示行の投票行動にゆがみが生じていたと いう点です。当時、大手行はデフォルトする可能性を

有していたわけですが、銀行のデフォルトの可能性が 上がることは銀行の調達金利の上昇を意味しますか ら、銀行の調達金利が上昇した場合、自行の信用力が 落ちているというシグナルを市場に発することになり ます。銀行の調達金利を表すLIBORは前述の通り投 票のメカニズムで決まっていましたから、パネル行 は、信用力が低下していることを隠すため、自らの金 利を低く設定し、LIBORが低くなるように誘導する インセンティブを有していました。

また、金融危機以降は、バーゼル規制により銀行の バランス・シートを大きくすることに対して数々の規 制がとられたわけですが、金融危機期以前は金融機関 が巨大なポジションを作ることが可能であった期間と も言えます。LIBORそのものは銀行のオファー・レー トに基づく指標金利になりますが、金利スワップなど LIBORに連動する金融商品により金融機関のトレー ダーは巨大なポジションをとることが可能でした。そ のため、2000年代はデリバティブの技術などが発展 する中で、パネル行はLIBORに紐づく巨大なポジショ ンを有しており、少数のパネル行で指標金利を決定し ていましたから、パネル行で共謀するインセンティブ が発生しやすい環境があったといえます\*21。実際、一 部のトレーダーが自分のポジションに有利に誘導する ため、関係者を巻き込み金利を操作していた点も大き な問題になりました。

LIBORの不正操作は発覚後すぐに巨大なスキャンダ ルになりました。2008年にウォール・ストリート・ ジャーナルが報道したことが発端とされていますが、 その後、大手行が当局に対して巨額な制裁金を支払う という事態になりました。また、LIBORの不正に関与 したとされるトレーダーの中には逮捕者も出ました。 政府としては巨大な取引のベースとなるLIBORにつ いて改革をする必要性に迫られたわけです\*22。

#### 4.2 LIBOR改革

繰り返しになりますが、LIBORが操作された最大

<sup>\*20)</sup> クレジット・リスク以外にターム・リスクなども含まれます。本文で記載したとおり、市場で用いられる典型的なLIBORは、6か月円LIBORや3か月ドルLIBORなどである中、ここではTONAを複利計算することでターム物金利と同じ期間の金利(図における(1)+(2))を算出することを想定しています。そのため、TONAに基づく複利金利(図における(1)+(2))にはターム・プレミアムが含まれていないと考えられます。ターム・プレミアムについては服部(2019)を参照してください。

エンリッチ(2020)では、Snider and Youle(2010)を引用し、「根本的な理由、たとえば各銀行のポートフォリオがLIBORの影響を受けやすいことなどが誘因となり、彼らが自分たちのポジションに応じてLIBORを動かしている」(p.251)と指摘しています。 \*21)

<sup>\*22)</sup> LIBOR不正問題の詳細は、エンリッチ(2020) を参照してください。

の要因は、そもそも実際の取引に基づかず、単なるオ ファー・レートの投票にすぎないという点です。最終 的にはLIBOR公表の停止は決定され、実際の取引に 基づいた指標が導入されることになりましたが、その ような決定がなされるまでに、LIBORを構築するう えで出来るだけ実態の取引に合わせるなどして LIBORを維持させながら改善する取り組みがなされ ていました。特に、英国の金融サービス機構の市場監 督部門の責任者であったマーティン・ウィートリー氏 による2012年のLIBOR改革案では、LIBORそのも のの廃止というトーンより、LIBORの枠組みを維持 する一方で、ガバナンスや監督の強化などを通じて質 と信頼性の向上させる改革案が示されました\*23。この 改革案をしばしばウィートリー・レビューといい、こ れがLIBORを算出していたロンドンでなされた最初 の重要な動きといえます。

このような問題意識は国際機関でも展開されます。 例えば、証券監督当局や証券取引所等から構成されて いる国際機関であるIOSCO(証券監督者国際機構) は、LIBORの不正が発覚したタイミングから議論を開 始し、2013年7月に「IOSCO金融指針に関する原則 の最終報告書」を発表し、LIBORの頑健性向上と維 持をベースに、(1) ガバナンス、(2) 指標の品質、 (3) 算出方法の品質、(4) 説明責任、の4分野におけ る合計19の原則を提示しました\*24。また、各国の財務 省や基準作成主体、IMFなどにより構成される金融安 定理事会 (Financial Stability Board, FSB) は、 2014年7月に「主要な金利指標の改革に関する報告 書」を発表し、「金利指標は可能な限り実際の取引に 基づくべき」との考え方を示したうえで、LIBORなど の指標金利が、できる限り取引実績に立脚するなど, 操作の余地が少ない指標として構築されることを提言 しました\*25。FSBは銀行の信用リスクをほとんど含ま ないリスク・フリー・レートを構築し、目的に応じて

LIBOR等と使い分けることも提言しており\*26、LIBOR の代替指標改革を大きく前進させました。国際的な指 標改革の動きについては別の論文で議論しますが、こ こで強調したいことは、LIBOR 不正操作事件を発端 として、LIBORの代替金利を模索するという動きだけ でなく、LIBORそのものを実態の取引に反映させる形 で改革する流れが生まれたわけです。

# ウォーター・フォール・アプローチ (構造)の導入

上記をうけて、LIBORの質と信頼性の向上させる 施策が次々と採られます。例えば、LIBORを算出す る際、当初、BBAがその役割を担っていたのですが、 BBAは英国で活動する銀行の業界団体であるため、 BBAがパネル行からオファー・レートを収集して LIBORを算出すること自体一定の利益相反があると みることができます。そのため、ICEが2014年2月 より、英国の規制当局である英国金融行為規制機構 (Financial Conduct Authority, FCA)\*27から権限を 付与される形でLIBORの算出及び運営を始めました。

LIBORの算出方法そのものの改革もなされます。 特に重要な改革がいわゆるウォーター・フォール・ア プローチ (構造) の導入です。ウォーター・フォー ル・アプローチのイメージは図5になりますが、同ア プローチでは、水が落ちていくようなイメージで、実 際の取引に近いものから順番に採用する形をとりま す。実取引ベースのデータが得られない場合は、実際 の取引に近い値を採用し、最後は専門家による判断が なされます。前述のとおり、LIBORの操作が可能に なった背景には、実際の取引を伴わないオファー・ レートに基づいていたためです。そのため、まずは実 態に近い取引を採用し、それが得られないのであれ ば実態に近いものを順番に採用していくことで、 LIBORの値を実態に近づけていくことが可能になり

<sup>\*23)</sup> ウィートリーによる改革案の詳細については井上(2012)を参照してください。

<sup>\*24)</sup> IOSCOによる原則については金融庁による抄訳(IOSCO(証券監督者国際機構)金融指標に関する原則の最終報告書)を参照してください。ここ での整理は金融庁「LIBOR公表停止に金融機関はどう対応すべきか」の整理を参照しました。https://www.fsa.go.jp/inter/ios/20130718-1/131225\_kariyaku.pdf

<sup>\*25)</sup> 本節における「主要な金利指標の改革に関する報告書」の内容については雨宮(2020)による整理を参考にしています。

<sup>\*26)</sup> 

この方針は、複数の金利指標の適切な使い分けを旨とすることから、「マルチブル・レート・アブローチ」と呼ばれています。 英国では2012年に金融サービス法が制定されることで、金融サービス機構(Financial Services Authority, FSA)が解体され、金融監督委員会 \*27) (Financial Policy Committee, FPC)、健全性規制機構(Prudential Regulation Authority, PRA)、金融行為規制機構(Financial Conduct Authority, FCA)が設置されました。FCAでは消費者保護や市場規制を主に担うとされています。詳細は小立(2012)を参照してください。

#### 図5 ウォーター・フォール・アプローチ



出所:ICE資料より筆者作成

## ます\*28

このアプローチにおいて最も望ましい値は実取引 ベースですが、そこではVWAP(Volume Weighted Average Price, ブイワップ) という計算方法が採用 されています。VWAPとは単純に売買に基づく値だ けでなく取引の金額に応じて加重平均するというアイ デアであり、金融の実務で広く活用されています。こ の場合、取引量が多いものにウェイトを置きながら加 重平均をするため、仮に一部で取引があったとしても 金額が少ないものについてはアンダーウェイトされま すから、操作が困難な指標といえます(前述した TONAはVWAPに基づいた金利指標ですが、その算 出方法は次回の論文で丁寧に説明します)。

LIBORの指標改革では内部体制に関する改革も進 められています。特に、LIBOR不正操作では一部の トレーダーがBBAに提出する金利に働きかけたとい う問題がありました。そのため、トレーダーと LIBORを算出するレートを提示する人間の接触を遮 断するほか、明確な罰則規定を課すなど、共謀を防ぐ ための措置が採られています。例えば、同業他社のト レーダーとのチャットやメールでの連絡を禁止とする 会社があったり、ブルームバーグのチャット・メール のモニタリング機能が拡充されるなどガバナンスが強 化されています。このような工夫により、前述の専門 家による判断の際、バイアスを持った値が生まれる余 地をなくすことや、LIBOR不正操作の時に起きたよ うな共謀を防ぐ措置がとられているわけです。

## **日**終わりに

本稿はOTC市場の概要を説明した後、LIBORの基 本的な仕組みや、それに伴うLIBORスキャンダル、そ の後のLIBOR改革について触れました。重要な点は、 OTC市場において必ずしも公正な価格を見つけること が簡単ではないことがLIBOR不正操作問題の背後にあ る点です。たしかにLIBOR公表の停止は決定されまし たが、この本質的な問題は今後も残り続ける問題です。 そのため、LIBORが有する問題を防ぐために作られた 工夫は金融の実務において様々な場面で活用されてい

次回は我が国におけるLIBORに代わる代替指標に 焦点を当てて説明を行います。具体的にはTONAや TORF、TIBORなどといったLIBORの代替指標につ いて説明する予定です。

#### 参考文献

雨宮正佳(2020)「わが国の金利指標改革」時事通信社『金融懇話 会』における講演

井上武(2012) [LIBOR改革に乗り出す英国] 『野村資本市場クォー タリー』2012 Autumn

太田康夫(2019)「誰も知らない金融危機 LIBOR消滅」日本経済 新聞出版

小立敬(2012)「英国の新たな金融監督体制―マクロプルーデンス に重点を置いた体制づくり」『月刊資本市場』No. 323.

服部孝洋(2019)「イールドカーブ(金利の期間構造)の決定要因 について一日本国債を中心とした学術論文のサーベイ―」『ファイナ ンス』10月号、41-52.

服部孝洋(2020a)「日本国債先物入門―ファイナン日本国債との裁 定(ベーシス取引)とレポ市場について一」『ファイナンス』1月号、 70-80.

服部孝洋(2020b)「金利スワップ入門―基礎編―」『ファイナンス』 8月号、56-65.

服部孝洋(2020c)「金利リスク入門―デュレーション・DV01(デ ルタ、BPV)を中心に一」『ファイナンス』10月号、54-65.

デイヴィッド・エンリッチ(2020)「スパイダー・ネットワーク 金 融史に残る詐欺事件―LIBORスキャンダルの全内幕」ハーパーコ リンズ・ジャパン

ジョン・ハル(2016) 「フィナンシャルエンジニアリング〔第9版〕 ―デリバティブ取引とリスク管理の総体系」きんざい

Snider, A., Youle, T. (2010) "Does the LIBOR Reflect Banks' Borrowing Costs?" Working Paper.

フォーター・フォール構造はLIBORそのものの指標改革だけでなく、LIBOR指標問題以降、様々な場面で用いられており、金利指標改革を考える \*28) うえで必須な考え方といえます。例えば、TIBORや東京ターム物リスク・フリー・レート(Tokyo Term Risk Free Rate, TORF)でもこのアプ ローチは採用されていますが、具体的な算出のイメージは次回の論文で説明します。